

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたし、また、この定款の変更は、令和八年六月一日に効力を生じ、同日において当会社の株券は無効となりますので、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十五日  
京都市下京区若宮通り北小路上る鍵屋町六  
四二番地

**定款変更につき通知公告**

代表取締役 松井 良樹

当社は、令和八年四月二十四日付で定款を変更し、株券に係る株券を発行しない旨の定めを設けます。この定款の変更は、令和八年六月一日に効力を生じ、同日において当会社の株券は無効となりますので、同日に当社の株券は無効となります。同日までに当会社にご提出ください。

令和八年五月十五日  
大阪市西区京町堀一丁目八番五号

株式会社気象工学研究所

代表取締役社長 小久保鉄也

**限定承認公告**

本籍東京都世田谷区奥沢五丁目二六九番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区相模原三丁目五番七―四一三号

被相続人 亡 樋口 四郎

右被相続人は令和八年一月六日死亡し、その相続人は令和八年四月二十三日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月十五日  
東京都西東京市谷戸町一丁目一六番四号

相続財産清算人 樋口 新

**限定承認公告**

本籍東京都千代田区神田神保町三丁目二番地四、最後の住所京都府京都市左京区松ヶ崎小竹敷町二七番地

被相続人 亡 薄井 秀幸

右被相続人は令和七年六月二十二日死亡し、その全部包括受遺者は令和八年五月十一日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月十五日  
兵庫県西宮市羽衣町一〇番二二号 S I F

LAT二階 安藤・梅田法律事務所

限定承認者 代理人 弁護士 安藤 秀昌

**資金移動業の廃止に関する公告**

当社は、令和八年六月三十日をもって資金移動業を廃止することとしたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に關し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、左記のとおりとします。つきましては、令和八年六月三十日時点において資金残高を有するお客様は、左記の手続に従い返還請求を行っていただきますようお願い致します。

**記****一、返還請求受付期間**

令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで

**二、返還請求の方法**

当社ウェブサイトに掲載する返還請求フォームよりお手持ちいただくか、当社カスタマーサポート窓口へ返還請求のご連絡を行っていただきますようお願い致します。

**三、返還方法**

当社所定の本人確認手続を行ったうえで、利用者名義の金融機関口座への振込により返還いたします。なお、振込手数料は当社が負担いたします。

**〇お問い合わせ窓口**

会社名 メトロレミッタンスジャパン株式会社  
所在地 神奈川県横浜市西区北幸二―四一三  
電話番号 〇四五―三二四―二四三〇  
(平日九時から十五時)

電子メール [info.operation@metro-ri.co.jp](mailto:info.operation@metro-ri.co.jp)

ウェブサイト <https://www.metro-ri.co.jp/>

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

令和八年五月十五日  
関東財務局長登録資金移動業者

第〇〇〇三四号  
メトロレミッタンスジャパン株式会社

代表取締役 松田 守司

**債権申出の公告(第二回)**

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月八日)の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月十五日  
茨城県日立市城南町一丁目五番一号

ロジスティード東日本株式会社

確定給付企業年金清算人 吉成 和則

**債権申出の公告(第三回)**

当社は、令和八年三月三十一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年五月十三日)の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月十五日  
大阪府岸和田市大町四七五番地

株式会社スーパースーパーセンター

**確定給付企業年金清算人 福井加良子****優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を、二億六千八百五十万円減少することとしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kokoku.jp>

令和八年五月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号東京

共同会計事務所内

特定目的会社GREEN

取締役 高山 知也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を三億五千万円減少することとしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://denshikoukoku.com/tokyoresi>

令和八年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

トーマツ赤坂インテリナショナル株式会社  
東京レジデンシャル特定目的会社

取締役 山崎 亮雄

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を四億三千九百万円減少することとしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://denshikoukoku.com/tokyoresi2>

令和八年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

トーマツ赤坂インテリナショナル株式会社  
東京レジデンシャル2特定目的会社

取締役 山崎 亮雄

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を三億二千三百万円減少することとしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://denshikoukoku.com/tokyoresi3>

令和八年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

トーマツ赤坂インテリナショナル株式会社  
東京レジデンシャル3特定目的会社

取締役 山崎 亮雄

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金五億四千四百万円減少することとしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年九月二十五日

掲載頁 一九九頁(号外第二二四号)

令和八年五月十五日

東京都中央区銀座一丁目六番一―一号アース

タックス税理士法人内

シード特定目的会社

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金三億千三百万円減少することとしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年四月二十日

掲載頁 五十三頁(号外第九十二号)

令和八年五月十五日

東京都中央区銀座一丁目六番一―一号アース

タックス税理士法人内

ホワイトベース特定目的会社

取締役 中村 武